

令和7年度  
戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）  
委託業務 落札者決定基準

令和7年3月6日  
北海道経済部労働政策局雇用労政課

## 1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道が実施する令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）委託業務（以下「業務」という。）の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

## 2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

## 3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の配分得点を乗じて得た数値（小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位止めとする。）とする。

$$\text{価格評価点} = \left( 1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right) \times \text{価格評価点の配分得点}$$

## 4 技術評価点

技術評価点は、「令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）委託業務評価項目、評価基準及び配点」（以下「評価基準」という。）に基づき、評価基準に記載する。

## 5 審査方法

### (1) 共通事項

ア 全ての企画提案書を審査し、最も有利な入札者を決定する。

ただし、企画提案に対する各委員による平均審査点（道施策との適合性（「北海道働き方改革推進企業認定制度」、「障がい者雇用」及び「パートナーシップ構築宣言」）に関する事項）に対する審査点を除く）が、下記8（2）ウに定める最低合格点に達しない場合は不採用とする。

イ 提出された企画提案書には、提出された順番に記号を付し、全ての審査が終了するまで事業者は匿名とする。

ウ 審査委員は、下記7「令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）委託業務評価項目、評価基準及び配点」を基に提案内容を審査する。

### (2) 企画提案者が5者を超えた場合

#### ア 1次審査

審査委員による書類審査を行い、最低合格点以上の企画提案の中から5者を選定する。

(ア) 審査委員は、企画提案書を基に書類選考を行い、審査委員ごとに順位を決定し、「企画提案審査調書」を事務局に提出する。

(イ) 事務局は、「企画提案審査調書」を集計し、上位5者（以下「1次審査通過者」という。）を審査委員に報告する。

#### イ 2次審査

1次審査通過者に対して、審査委員によるヒアリング選考を行い、採用候補案を選定する。

(ア) 審査委員は、企画提案書を基に個別のヒアリングを行い、企画提案者の能力や適性、企画内容等の提案内容について総合的に審査する。

なお、ヒアリングに欠席した事業者は2次審査から除外する。

(イ) 審査委員は、ヒアリングに基づき「企画提案審査調書」において、採点（審査）を行い、事務局は「審査員集計表」によりこれを集計し、審査委員に報告する。

審査委員は、これらの審査資料に基づき、最も有利な入札者を決定する。

### (3) 企画提案者が5者以下の場合

上記（2）イ(ア)・(イ)の手順で審査を行う。

### (4) 企画提案者が1者の場合

審査委員は、企画提案内容が本委託業務を適切かつ効果的に実施することが見込まれるものと認められる場合に最も有利な入札者として決定する。

## 6 価格評価点と技術評価点の配分得点

価格評価点と技術評価点の配分得点は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分割合は、価格評価点：技術評価点 = 1：3 とする。

区分	価格評価点の配分得点	技術評価点の配分得点	合計
配点	50点	150点	200点

## 7 令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）事業委託業務評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点	
企画提案者の適格性	ア 提案者の事業内容及び実績から見て受託能力があるか。	15点	30点
	イ 中小企業の就業環境の改善など働き方改革の推進に関して、相当程度の知見を持っており、また、これらの知見を踏まえた考え方のもと業務の提案がなされているか。	10点	
	ウ 事業を円滑かつ確実に実施する体制、業務スケジュールが確保されているか。	5点	
企画提案内容の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性	ア セミナーの開催について、地域・会場選定や実施時期、実施方法は適切か。	10点	100点
	イ セミナーの周知及び参加募集について、効果的な集客を行うための工夫がなされているか。	10点	
	ウ セミナーのテーマ及び内容について、参加者の人材育成及び企業の職場環境整備につながる内容となっているか。	20点	
	エ 個別相談の実施について、実施方法は参加企業の課題・支援ニーズ把握ができる内容となっているか。また、伴走支援対象企業の抽出に効果的な内容となっているか。	20点	
	オ 伴走支援の実施について、実施時期や方法は適切か。また、支援内容は企業の就業環境整備に資する内容になっているか。	20点	
	キ 専門家を含めた支援の体制は、個別支援のメニューに対応できるものとなっているか。	10点	
	ク アウトプット目標及びアウトカム目標を達成するため、効果的な集客や支援のための工夫などがなされているか。	10点	
道施策との適合性	ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。 （ゴールド認定・シルバー認定：8点、ブロンズ認定：4点、ホワイト認定：2点）	8点	20点
	イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得しているか。	2点	
	ウ 国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。	10点	

## 8 審査基準

### (1) 採点基準

採点基準		大変優れている	優れている	標準的である	やや劣っている	劣っている
点数	配点 20点	20点	14点	10点	6点	0点
	配点 15点	15点	11点	8点	5点	0点
	配点 10点	10点	7点	5点	3点	0点
	配点 5点	5点	4点	3点	1点	0点

(2) 配点等

次のとおりとする。

ア 評価合計点・・・各評価項目の合計点

イ 審査基準点・・・各評価項目の「標準的である」の合計点

ウ 最低合格点・・・審査基準点の合計点

なお、評価項目別の最低基準点は設けない。

評価項目	評価合計点	審査基準点	最低合格点
企画提案者の適格性	30点	16点	66点
企画提案内容の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性	100点	50点	
道施策との適合性	20点	—	—

(3) 順位点の換算

各委員の審査点に基づく順位を次のとおり順位点に換算する。

順位	1位	2位	3位	4位	5位
順位点	10点	7点	5点	3点	1点

(4) 審査手順

各委員による平均審査点（道施策との適合性に対する審査点を除く）が最低合格点に達している場合、以下のとおり審査を行う。

ア 提案事業者が複数の場合

企画提案ごとに各委員の「審査点」の高い順に順位を付け、順位を順位点に換算し、各委員の順位点の合計点の高い提案者を最も有利な入札者とする。

なお、各審査委員の順位点の合計点と同点の場合、次の順に審査を行い、優劣を決定する。

(ア) 委員の業務ごとの平均審査点における、業務別審査基準点の達成状況

(イ) 委員の「企画提案内容の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性（配点 70 点）」の審査合計点が高い提案者

(ウ) 道施策との適合性（「北海道働き方改革推進企業認定制度」、「障がい者雇用」及び「パートナーシップ構築宣言」に関する事項（配点 10 点））の点数の高い提案者

(I) 別途協議

イ 提案事業者が 1 者の場合

順位点及び順位は記入せず、企画提案内容が本委託業務を適切かつ効果的に実施することが見込まれるものと認められる場合に最も有利な入札者とする。